

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が能力を十分に発揮できやすい環境をつくるために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

<目標1> 産前産後休業・育児休業給付等の制度の周知の再徹底を行う。

(対策) 平成29年4月～ 厚生労働省等の官公庁発行のパンフレットの配布および、法人施設内における説明会および個別相談の実施

<目標2> 小学校就学前の子を持つ職員に対して始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げを実施する。

(対策) 平成29年4月～ 職員会議等で周知し、年度当初より導入する。

以 上

社会福祉法人グリーンセンター福祉会